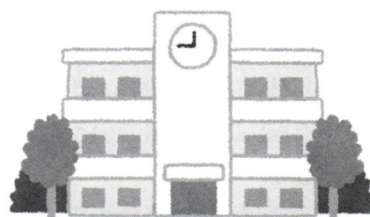


# 平成27年7月から 組合員貸付の取扱いが一部変更されました

組合員にとりまして、より利便性のある貸付制度にすることを目的として、平成27年7月1日より組合員貸付規程等の一部が次のとおり改正されましたので、お知らせします。

## 修学貸付について

- 1 修学貸付(入学貸付を含む)の対象教育機関に中等教育学校(中高一貫制後期課程に限る)が追加されました。
- 2 貸付限度額が月額10万円(年額120万円)から月額15万円(年額180万円)に上げられました。
- 3 海外の学校などで学期の開始が4月以外の学校の場合、年度途中であっても1年分の貸付が認められるようになりました。
- 4 原則は修業年限が満了するまで元本償還は据置かれますが、元本償還開始の申し出をすることで、翌月から修業年限の満了前に償還できるようになりました。
- 5 従前では同一事由で学年ごとに借り入れた貸付金は1本に統合していましたが、団体信用生命保険「だんしん」に加入する場合には健康告知義務が同一事由であっても、それぞれ申し込み時ごとに課せられるように改められたため、申し込みごと(学年ごと)に1口ずつの貸付となりました。



## 住宅貸付について

貸付金の償還が完了する以前に貸付対象となった不動産について、第三者に譲渡することを制限していましたが、被災・離婚など特別な事情があると理事長が認めた場合は譲渡の制限をしないこととなりました。

## 災害貸付について

- 1 被災して災害貸付を借り入れる場合で、既に住宅貸付または災害住宅貸付を借り入れている場合、その未償還元利金を一時に償還しなければなりませんでした。が、一時の償還を要しないこととなりました。
- 2 災害による災害貸付に係る元金の弁済猶予期間について、現行「償還期間内1年以内」となっていたことが、被災組合員の負担軽減の観点から「償還期間外1年以内」とすることができるようになりました。